

諮問庁：総務大臣

諮問日：令和4年9月26日（令和4年（行個）諮問第5198号及び同第5199号）

答申日：令和5年3月2日（令和4年度（行個）答申第5225号及び同第5226号）

事件名：本人に係る特定文書番号の保有個人情報不開示決定通知の不訂正決定に関する件

本人に係る特定文書番号の保有個人情報不開示決定通知の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

令和4年2月17日付け総官総第47号通知書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求及び利用停止請求につき、不訂正及び利用不停止とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求及び法36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、令和4年5月17日付け総官総第147号及び同第148号により、総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定及び利用不停止決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」という。）を取消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（添付資料は省略する。）。

（1）審査請求書

第一に、

当該各訂正申立事件に関する形式的な判断につき、

法27条1項3号の規定には「開示決定に係る保有個人情報であって、第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの」と明記されている法的関係であるから、法25条1項「行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示するとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一

の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。」と規定された法的拘束力は、法24条1項に基づく文書の交付を受けた対象行政文書も法27条1項3号による訂正対象となること明らかであり、その法的関係においては、令和4年1月12日付け総官政第7号をもって新たな保有個人情報開示請求による不開示決定を理由に当該開示されるべき保有個人情報はなかったかのよう装うこと既得権を侵害する違法な偽計行為であって、法的には何ら拘束力を有することはない。

また原処分・令和4年5月10日付け総官政第69号で、当該訂正請求の各対象となる請求人（自己）を本人とする保有個人情報に関する「事実」には当該保有個人情報でも対象行政文書に記載された「評価・判断」はその判断対象にならない旨とも推察される。

しかし、法27条1項各号において、自己を本人とする保有個人情報につき、その内容が事実ではないと思料するときに行うことができると規定されている法的関係であり、当該訂正請求に係る保有個人情報の対象とは行政庁による公権力の権限が及ぶべき対象行政文書に自己を本人とする保有個人情報のうち事実でないと思料されるべき客観的合理性ある保有個人情報であること本件訂正請求においても同様と抗議する。

そして、司法上の裁判例では、本件訂正請求と同様の法的関係にある民事訴訟法257条（更正決定）1項には「判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる」旨があり、その裁判例（東京地決平9・3・31判時一六一三・一一四）には「更正申立てに対して実体判断をした上でなされた却下決定についても、本条二項（旧194条3項）を類推し、即時抗告を認めるのが相当である」と判示されており、司法手続きの選択においても、同法257条2項で「更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りではない」と法的に制限されたことには、日本国憲法32条で保障された「裁判を受ける権利」として不服申立権の行使において形式的な誤記の訂正だけではなく、実質的な事実誤認を是正する法的権利も容認した法的関係と解されるべきであり、法27条1項所定の事由による訂正請求については、本人の保有個人情報に付随する不可分情報で明らかに虚偽の評価や違法な判断とは公文書管理法1条（目的）や情報公開関連法令の各立法趣旨に基づけば、当該公文書は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であるから、当該訂正対象となる保有個人情報の取扱いにおいては、国民の非難に曝されても耐え得る客観的合理性は必要不可欠であり、その公文書に記載された重大かつ明白な瑕疵を擁護すべきでなく、その保有個人情報の悪

用は事前に是正されるべきであり，請求人（自己）を本人とする保有個人情報に関する事実の対象は「狭義の事実」だけでなく，本人の保有個人情報に付随する不可分情報で且つ明らかな事実誤認や違法性ある誤記など評価・判断を含め行政不服審査法が請求人の権利義務関係に直接的に変動を及ぼす法的関係に関する対象事実も「広義の事実」として真正な保有個人情報を擁護すべき法的関係であって，その事例として司法上の判断でも，裁判例（最判昭49・7・19 民集二八・五・七五九）では，『原処分を取り消し又は変更する裁決は異議決定庁を拘束するが，原処分を適法と認めて審査請求を棄却する裁決があっても，異議決定庁は独自の審理判断に基づいて自ら原処分を取り消し又は変更することを妨げない。』旨判示されているとおり，本来の社会的責務に基づけば，行政機関の判断を問わず，公益上の観点をもって，対象「事実」を検証して，審理過程上の重大な欠陥があれば，当該訂正請求に係る保有個人情報に関する事実を是正すべきであり，その行政権の違法性を自認することも認められる法的関係である。

第二に，

当該各利用停止請求事件に関する形式的な判断につき，

原処分・令和4年5月17日付け総官総第148号は，前述のとおりで，当該形式的な判断として対象行政文書の前提となる事実が是正された場合は，その後の対象行政文書の利用目的は実質的に本来の目的と異なることは極めて明白であるから，行政機関の長は請求人（自己）を本人とする保有個人情報に関する当該原処分においても，結果的には当該保有個人情報に関する対象行政文書を利用停止せざるを得ない法的関係となる。

第三に，当該各訂正申立事件及び当該各利用停止請求事件に関する実質的な判断につき

（最初に）本件各原決定の理由では，請求人の（原案）疎明資料等に基づく各請求の理由に対する対等な理由が付されていない点につき，明らかに合理的理由なき処分は審理過程上の重大な欠陥ある違法は免れず，裁判例（最判昭36・3・7 民集一五・三・三八一）も顧慮すれば，日本国憲法13条に基づく幸福追求権に該当する「知る権利」を侵害した違憲性は明白。

（最後に）本件各原決定の理由では，請求人の（原審）疎明資料等に基づく各請求の理由に対する客観的な事実と異なる点につき，明らかに保有個人情報の利用に関して開示請求者本人の利益だけでなく，現在及び将来的に個人情報を管理する関係行政機関における社会法益にも著しい矛盾をきたす審理過程上の重大な欠陥ある違法は免れず，裁判例（最判昭36・3・7 民集一五・三・三八一）も顧慮すれば，日本国憲法1

3条に基づく幸福追求権に該当する「正す権利」を侵害した違憲性も明白であって一連の行政処分自体も無効。

※裁判例（最判昭36・3・7民集一五・三・三八一）違反

「行政処分が当然無効であるというためには、処分に重大かつ明白な瑕疵がなければならず、ここに重大かつ明白な瑕疵というのは、「処分の要件の存在を肯定する処分庁の認定に重大・明白な瑕疵がある場合」であり瑕疵であるというのは、処分成立の当初から、誤認であることが外見上、客観的に明白である場合を指す」

（捕捉として）尚、令和4年4月21日付け保有個人情報に関する訂正申立、利用停止、消去請求各理由、

『（訂正申立の理由）本件請求の趣旨第1項につき、本件保有個人情報に関する追加変更を求める理由は、公知のとおり、我が国の中央省庁は公文書管理法4条（作成）、5条（整理）、6条（保存）違反があり、杜撰な事務処理が国民の権利に支障を来たしては、国会議員も中央省庁での公文書管理の違法を指摘した社会問題であり、総務大臣あて総務省設置法6条による一連の勧告請求事案は、事後的にも第三者に対する法的拘束力に行政事件訴訟法9条2項に基づく法律上の利益がある限り有効であるから、公文書管理法5条（整理）に基づく一の行政文書ファイルに集約される法的義務があるだけではなく、開示請求手数料も法施行令21条2項2号に基づき一の行政文書として事務を取り扱うべき法的関係であること一見至極明らかであるから、総務省設置法6条の業務を管轄する権限のある行政評価局による公文書の有無を問わず、令和4年2月17日付け総官総第47号及び同年2月15日付け情個審第607号いずれも、改めて法27条1項1号に基づき、請求人に関する形骸化した保有個人情報の重大な欠陥を是正して、追加変更しなければならない。

（保有個人情報に関する利用停止及び消去請求）

以上のとおり、結果的には請求の趣旨第2項に関する理由は、組織的に法施行令21条2項2号（開示請求手数料）違反に基づく法14条（保有個人情報の開示義務）違反による不開示処分が強行された作為的に作成・記録された保有個人情報を悪用すること法ないし公文書管理法など、いずれの立法趣旨とも著しく性質が異なり、明らかに関係行政機関を含め原処分に関する利害関係人が社会正義に反して悪用し続ける意図が危惧される蓋然性は明らかであって、総務省設置法6条に関する業務を管轄する行政評価局ではない権限なき行政権の濫用を強いられた事実関係を顧慮しても、明らかに法3条2項の規定に反し保有されているから、令和4年2月17日付け

総官総第47号及び同年2月15日付け情個審第607号いずれも、改めて法36条1項1号に基づき、早急にも真正な個人情報に是正されるべく利用停止及び消去処分されなければならない』

(主な争点)

対象開示請求文書における平成18年総務省訓令第15号要件と相反する保有個人情報があり、一連の保有個人情報開示請求に際し法施行令21条2項2号違反による法14条違反及び公文書管理法4条(作成)違反ないし同6条(保存)違反という組織的な重大な法令違反による著しい非行に基づく対象開示請求文書上の各保有個人情報の違法性に関する是非

(2) 意見書

反論 当該諮問庁の主張をいずれも否認する。

第一に、

当該訂正申立事件における訂正請求対象情報該当性に関する諮問庁の理由については、情報公開・個人情報保護審査会による答申書(令和4年2月24日付け情個審第668号)では是認された法的関係であり、改正前・法27条1項3号に基づく訂正申立の開示対象文書でなくとも通常開示されるべき保有個人情報につき法的には是認された法的関係であるから、当該理由説明書での諮問庁の主張は失当である。

なお、当該訂正申立事件における実質的争点につき、

総務大臣あて総務省設置法6条による一連の勧告請求事案とは、事後的にも第三者に対する法的拘束力に行政事件訴訟法9条2項に基づく法律上の利益がある限り有効であるから、公文書管理法5条(整理)に基づく一の行政文書ファイルに集約される法的義務があるだけでなく、その開示請求手数料も法施行令21条2項2号に基づき「一の行政文書」として事務を取り扱うべき法的関係であることは一見至極明らかであるから、総務省設置法6条の業務を管轄する権限のある行政評価局による公文書の有無を問わず、権限なき公権力の濫用である令和4年2月17日付け総官総第47号及び同年2月15日付け情個審第607号いずれも、明らかに同1項括弧書に基づく「法律上の利益」を有する者に対する法規範を侵害した職務遂行上の重大な欠陥であって原処分に至る失当は免れないこと極めて明白である。

第二に、

よって当該利用停止請求事件の前提条件である訂正請求対象情報該当性の判断につき審理過程上の重大な欠陥がある場合には、付随する当該利用停止請求に対する各判断も必然的に異なる決定に至ることから、当該理由説明書での諮問庁の主張では失当となる。

備考

なお、本件審査請求は令和6月28日付け（併合版）審査請求書を提出した法的関係であって、諮問番号：令和4年（行個）諮問第5192号及び同第5193号に関する追加提出資料を援用する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1について

(1) 本件事案の経緯

処分庁は、審査請求人から、令和4年4月21日付け（同月25日受付）で、法に基づく訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を受けた。

本件訂正請求は、審査請求人が受けた不開示決定（令和4年2月17日付け総官総第47号。以下「本件不開示決定」という。）の通知書（以下「本件不開示決定通知書」という。）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を、別紙の1のとおり訂正するよう求めるものであった。

これに対し、処分庁は、令和4年5月17日付け総官総第147号により原処分1を行った。

本件審査請求は、令和4年6月28日付け（同日受付）で、原処分1に対してなされたものである。

(2) 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書において、「総務大臣は、令和4年5月17日付け総官総第147号・保有個人情報に関する訂正をしない旨の決定である原処分1を取消せ。」と主張する。

本件審査請求の理由については上記第2の2（1）のとおり。

(3) 本件審査請求に対する諮問庁の見解

審査請求人は、原処分1の取消しを求めているところ、以下、審査請求人が訂正を求めている本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性について改めて検討する。

ア 訂正請求対象情報該当性について

法27条1項は、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに訂正請求を行うことができると規定しており、同項各号に規定された保有個人情報はいずれも保有個人情報開示決定に基づき行政機関等から開示を受けたものである。

しかしながら、本件対象保有個人情報は、保有個人情報開示決定により行政機関等から開示を受けたものではなく、本件不開示決定の内容を開示請求者に通知するために送付された本件不開示決定通知書に記載されたものであるから、法27条1項各号には該当しない。

したがって、本件対象保有個人情報は、訂正請求の対象となるもの

とは認められない。

イ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、諮問庁の上記判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、本件審査請求には理由がなく、原処分1を維持することが妥当であると考えます。

2 原処分2について

(1) 本件事案の経緯

処分庁は、審査請求人から、令和4年4月21日付け（同月25日受付）で、法に基づく利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）を受けた。

本件利用停止請求は、審査請求人が受けた本件不開示決定通知書に記載された本件対象保有個人情報をもとに、別紙の2のとおり利用停止するよう求めるものであった。

これに対し、処分庁は、令和4年5月17日付け総官総第148号により原処分2を行った。

本件審査請求は、令和4年6月28日付け（同日受付）で、原処分2に対してなされたものである。

(2) 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書において、「総務大臣は、令和4年5月17日付け総官総第148号・保有個人情報に関する利用停止をしない旨の決定である原処分2を取消せ。」と主張する。

本件審査請求の理由については上記第2の2（1）のとおり。

(3) 本件審査請求に対する諮問庁の見解

審査請求人は、原処分2の取消しを求めているところ、以下、審査請求人が利用停止を求めている本件対象保有個人情報の利用停止請求対象情報該当性について改めて検討する。

ア 利用停止請求対象情報該当性について

法36条1項は、法27条1項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定に違反して利用されているとき等に利用停止請求を行うことができると規定しており、法27条1項各号に規定された保有個人情報はいずれも保有個人情報開示決定に基づき行政機関等から開示を受けたものである。

しかしながら、本件対象保有個人情報は、保有個人情報開示決定に

より行政機関等から開示を受けたものではなく、本件不開示決定の内容を開示請求者に通知するために送付された本件不開示決定通知書に記載されたものであるから、法27条1項各号には該当しない。

したがって、本件対象保有個人情報、利用停止請求の対象となるものとは認められない。

イ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、諮問庁の上記判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、本件審査請求には理由がなく、原処分を維持することが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和4年9月26日 諮問の受理（令和4年（行個）第5198号及び同第5199号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年10月24日 審査請求人から意見書及び資料の収受（同上）
- ④ 令和5年2月24日 令和4年（行個）第5198号及び同第5199号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各請求について

本件訂正請求及び利用停止請求は、本件対象保有個人情報について、訂正及び利用停止を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報について、法27条1項各号のいずれにも該当しないことから、訂正請求及び利用停止請求の対象となるものとは認められないとして、不訂正及び利用不停止とする各決定（原処分1及び原処分2）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分1及び原処分2の取消し等を求めているが、諮問庁は原処分1及び原処分2を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び利用停止請求対象情報該当性について検討する。

2 法27条1項における訂正請求対象保有個人情報について（原処分1）

法27条1項は、何人も、自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときは、当該個人情報の訂正を請求することができるとしているが、その対象となる保有個人情報は、同項1号ないし3号に掲げるものに限るとしており、これら各号の規定は、いずれも法による開示決定又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法

律による開示決定（独立行政法人等に事案が移送された場合）を受けた保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

その趣旨については、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保するため、訂正請求に当たって、法による開示請求・開示決定を前置させることとしたものであると解される。

3 法36条1項における利用停止請求対象保有個人情報について（原処分2）

法36条1項は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が同項1号及び2号に該当すると思料するときは、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができるとしているが、その対象となる保有個人情報は、法27条1項により、同項1号ないし3号に掲げるものに限るとされており、これら各号の規定は、いずれも法による開示決定又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律による開示決定（独立行政法人等に事案が移送された場合）を受けた保有個人情報であることを利用停止請求権行使の要件としている。

その趣旨については、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保するため、利用停止請求に当たって、法による開示請求・開示決定を前置させることとしたものであると解される。

4 訂正請求対象情報該当性及び利用停止請求情報該当性について

当審査会において、本件不開示決定通知書（写し）を確認したところ、本件対象保有個人情報は、保有個人情報開示決定により行政機関等から開示を受けたものではなく、本件不開示決定の内容を開示請求者に通知するために送付された本件不開示決定通知書に記載されたものであるから、法27条1項各号には該当しないとする旨の諮問庁の上記第3の1（3）及び2（3）の説明に符合することが認められる。

そうすると、本件対象保有個人情報は、法による開示決定に基づき開示を受けたものであるとは認められないから、上記2及び3で述べたとおり、法27条1項に規定する訂正請求及び利用停止請求の要件を満たすものではなく、訂正請求及び利用停止請求の対象となるものではないと認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求につき、法27条1項各号のいずれにも該当しないとして不訂正及び利用不

停止とした各決定については，本件対象保有個人情報，同項各号のいずれにも該当しないと認められるので，妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三，委員 木村琢磨，委員 中村真由美

別紙

1 訂正請求の趣旨及び理由

(1) 趣旨

処分庁は、請求人に対して、令和4年2月17日付け総官総第47号・通知書及び同年2月15日付け情個審第607号・通知書に対して、権限のある総務省行政評価局が作成する新たな通知書をもって、「1 開示する保有個人情報」部分につき、「令和3年文書受付簿のうち、開示請求者の個人情報に係る箇所」に加え、「対象行政文書に関する審理過程上で集約された一の行政文書ファイル（ただし、当行政評価局による当該対象行政文書の作成業務が完了した後に情報公開するものとする。）」との文言に追加変更せよ。

(2) 理由

本件保有個人情報に関する追加変更を求める理由は、公知のとおり、我が国の中央省庁は公文書管理法4条（作成）、5条（整理）、6条（保存）違反があり、杜撰な事務処理が国民の権利に支障を来たしては、国会議員も中央省庁での公文書管理の違法を指摘した社会問題であり、総務大臣あて総務省設置法6条による一連の勧告請求事案は、事後的にも第三者に対する法的拘束力に行政事件訴訟法9条2項に基づく法律上の利益がある限り有効であるから、公文書管理法5条（整理）に基づく一の行政文書ファイルに集約される法的義務があるだけではなく、開示請求手数料も法施行令21条2項2号に基づき一の行政文書として事務を取り扱うべき法的関係であること一見至極明らかであるから、総務省設置法6条の業務を管轄する権限のある行政評価局による公文書の有無を問わず、令和4年2月17日付け総官総第47号及び同年2月15日付け情個第607号いずれも、改めて法27条1項1号に基づき、請求人に関する形骸化した保有個人情報の重大な欠陥を是正して、追加変更しなければならない。

2 利用停止請求の趣旨及び理由

(1) 趣旨

処分庁は、請求人に対して、令和4年2月17日付け総官総第47号・通知書及び同年2月15日付け情個審第607号・通知書いずれも請求人に関する保有個人情報を利用停止及び消去せよ。

(2) 理由

本件保有個人情報に関する追加変更を求める理由は、公知のとおり、我が国の中央省庁は公文書管理法4条（作成）、5条（整理）、6条（保存）違反があり、杜撰な事務処理が国民の権利に支障を来たしては、国会議員も中央省庁での公文書管理の違法を指摘した社会問題であり、総務大臣あて総務省設置法6条による一連の勧告請求事案は、事後的にも第三者

に対する法的拘束力に行政事件訴訟法9条2項に基づく法律上の利益がある限り有効であるから、公文書管理法5条（整理）に基づく一の行政文書ファイルに集約される法的義務があるだけでなく、開示請求手数料も法施行令21条2項2号に基づき一の行政文書として事務を取り扱うべき法的関係であること一見至極明らかであるから、総務省設置法6条の業務を管轄する権限のある行政評価局による公文書の有無を問わず、令和4年2月17日付け総官総第47号及び同年2月15日付け情個第607号いずれも、改めて法27条1項1号に基づき、請求人に関する形骸化した保有個人情報重大な欠陥を是正して、追加変更しなければならない。

以上のとおり、結果的には上記（1）に関する理由は、組織的に法施行令21条2項2号（開示請求手数料）違反に基づく法14条（保有個人情報の開示義務）違反による不開示処分が強行された作為的に作成・記録された保有個人情報を悪用すること法ないし公文書管理法など、いずれの立法趣旨とも著しく性質が異なり、明らかに関係行政機関を含め原処分に関する利害関係人が社会正義に反して悪用し続ける意図が危惧される蓋然性は明らかであって、総務省設置法6条に関する業務を管轄する行政評価局ではない権限なき行政権の濫用を強いられた事実関係を顧慮しても、明らかに法3条2項の規定に反し保有されているから令和4年2月17日付け総官総第47号及び同年2月15日付け情個審第607号いずれも、改めて法36条1項1号に基づき、早急にも真正な個人情報に是正されるべく利用停止及び消去処分されなければならない。